

21監査公表第1号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成20年11月4日に福岡市長から行政監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成21年1月29日

福岡市監査委員	光	安	力
同	江	藤	博美
同	竹	本	忠弘
同	大	松	健

1 監査報告と措置の件数

20監査公表第8号（平成20年5月15日付 福岡市公報第5543号 公表）分

・・・3件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

20監査公表第8号（平成20年5月15日付 福岡市公報第5543号公表）分

1 道路下水道局

監査の結果	措置の状況
<p>b 西区今宿（土地 148.41 m²）</p> <p>市有地が、民家の敷地内に取り込まれている状態であった。</p> <p>平成16年度、相手方から当該土地の買い受けの申請があり、価格を提示した結果、相手方から資金繰りの関係上、1年間ほど支払を猶予してもらうか、又は分割払いとして欲しい旨の要望があっている。市としての対応を検討した結果、1年後に再度協議に当たるとしていながら、現在まで相手方と再交渉した経緯は確認できなかった。早急に相手方との再協議を行い、状況に応じた適切な事務処理を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">（河川管理課）</p>	<p>当該地については、相手方と協議を再開し、改めて価格の提示を行い、相手方と価格面についての合意が得られたことから、当該地の財政局財産運用課への所管換えを行い、売却手続きを進めている。</p>

2 港湾局

監査の結果	措置の状況
<p>a 公有財産は、「所管財産の所在を把握し、管理に必要な図面、経歴等を整理し保存すること。」（平成10年3月31日付財庁第1162号財政局長通知「公有財産の適正管理の徹底について」）となっているが、普通財産の管理について、個別の管理台帳が整備されていなかった。担当者の異動等により過去の詳細な事情が引き継がれず不明となっている部分もあるため、所管課における情報管理として、把握しやすい管理方法を検討することが必要である。</p> <p style="text-align: right;">（管理課）</p>	<p>個別の管理台帳を作成し、当該財産に関する情報をこの個別の管理台帳に集約した。</p>

<p>b 東区香椎(建物 18.88㎡,土地 54.22㎡)</p> <p>当該土地及び家屋は,昭和40年代から市が管理している賃貸物件であり,台帳上は,木造平屋建てとなっているが,増改築等が行われた記録がないにもかかわらず2階建てとなっていた。所管課では,賃借人からの増改築の届出の有無について記録がなく,書類上は経緯が確認できない状態であった。</p> <p>増改築に関する事前届出やそれに関する本市の承認の有無については,法的な問題への影響も考えられることから,事実の把握,記録,保存等,適切な管理に努めるべきである。</p> <p>(管理課)</p>	<p>当該財産に関する情報を集約するため,個別の管理台帳を作成した。</p> <p>増改築部分については,法的な問題への影響がないよう,明け渡す際に無償で明け渡す旨の誓約書を受理した。</p>
---	--